

第1条（目的）

- 本規約は、株式会社OCS（以下「当社」といいます。）が発行するクレジットカード（以下「カード」といいます。）の本人会員（以下「会員」といいます。）に対し、当社が提供するポイントサービス（以下「本サービス」といいます。）について、必要な事項を定めるものです。
- 本サービスは、カード会員規約（以下「会員規約」といいます。）に規定する付帯サービスとして提供されます。
- 本規約に定めのない用語、事項等は、会員規約の定めるところによります。

第2条（対象カード）

本サービスの提供対象は、当社が指定するカードとします。なお、対象カードは、カード入会申込書、ホームページ入会申込画面その他において明示します。なお、当社が他の事業者と提携して発行するカードに本サービス以外のポイントサービスがある場合は、その定めるところによります。

第3条（付与ポイントの計算方法）

- 当社は、会員のカード利用分（家族会員の利用分を含みます。）に対し、下表記載の基準に従いポイントを付与します。

対象カード	ポイントの付与基準
VISAカード	1回のカード利用額200円につき1ポイント（200円に満たない額は切捨てます。）
VISAゴールドカード	1回のカード利用額400円につき3ポイント（400円に満たない額は切捨てます。）

なお、当社が実施するキャンペーン（以下「キャンペーン」といいます。）または一部のカード利用分において、上表と異なる基準でポイントを付与する場合があります。この場合はホームページ、広告物等においてその内容を告知します。

- (1)の規定にかかわらず、キャッシング・ETC・当社商品券・Edyチャージ利用分、分割払い・リボルビング払い手数料、カード年会費、遅延損害金、カードの再発行等の各種手数料、その他当社が指定する利用分または費用等は、ポイントの付与対象外となります。

第4条（ポイントの付与）

- 当社は、第3条（キャンペーンを除きます。）に基づき計算したポイント数を毎月集計し、翌月所定日に対象カードに付与します。なお、加盟店からの売上データ等の到着時期または当社の事務処理上の都合により、ポイントの付与が遅延する場合があります。
- キャンペーンにおけるポイントは、ホームページ、広告物等において告知した基準に基づき付与します。
- (1)(2)において、ポイント付与後にカード利用の取消（カード等が他人に不正に使用された場合を含みます。）または利用額に変更等が生じた場合には、当社は、これに応じてポイント数の減算または加算処理を行います。なお、減算処理を行う場合において、会員が減算相当分のポイント数を保有していない場合には、当社は、その差額を将来付与するポイント数から減算することができます。
- 会員は、ポイントの付与数および保有数について、会員専用インターネットサービス画面またはカード利用明細書等において確認するものとします。

第5条（ポイントの有効期限）

- ポイントの有効期限は、ポイント付与月から2年間（ポイント付与日から24か月を経過した日の属する月の末日）または1年間（ポイント付与日から12か月を経過した日の属する月の末日）とし、カード入会申込書、ホームページ入会申込画面その他において明示します。
- 当社は、キャンペーンその他において、(1)と異なる基準で有効期限を定める場合があります。この場合はホームページ、広告物等においてその内容を告知します。
- ポイントの有効期限は、いかなる理由があっても延長することはできません。

第6条（ポイントの利用）

- (1) 会員は、保有ポイントを当社所定の基準により景品と交換することができます。なお、ポイントを他のカードに移行または合算すること、また交換申込み後において交換の取消、景品の変更・返品、および送付先の変更等を行うことはできません。
- (2) 景品の送付先は、会員の届出住所に限りです。なお、会員が届出住所に所在していない、または所定の期間内に受取らない等により景品を送付できなかった場合には、当社は、一切の責任を負わず、また再送付する義務を負いません。なお、景品を再送付する費用は、会員が負担するものとします。
- (3) 当社は、会員から景品の交換申込みを受けた時点で、対象カードに付与されたポイントから必要なポイントを減算します。なお、会員が景品を受取れなかった場合において、その原因が会員の責任に帰することができない事由によるものであると当社が認めたときを除き、ポイントが返還、再付与または補償されることはありません。
- (4) 万一交換した景品の利用に関して紛争等が生じた場合には、会員は、景品の提供先との間で解決するものとし、当社は一切の責任を負いません。

第7条（他人によるポイントの不正使用）

カード等の紛失、盗難等を原因として、ポイントが他人に不正に使用された場合は、会員規約「カード等の不正使用」の規定を準用します。

第8条（ポイントの譲渡等禁止）

ポイントを他人に譲渡、譲受、借受を行うこと、および相続させることはできません。

第9条（ポイントの失効、取消等）

- (1) 会員が次のいずれかに該当する場合は、会員の保有ポイントは失効します。
 - ① 会員資格の喪失、退会、カードの有効期間満了等、会員としての地位を失ったとき。
 - ② 死亡したとき。
- (2) 会員が次のいずれかに該当する場合には、当社は、会員の保有ポイントについて、利用の停止または取消・減算等の措置をとることができます。
 - ① 当社に対する債務の支払いを怠ったとき。
 - ② 本規約、会員規約その他規約のいずれかに違反したとき。
 - ③ 不正な方法によるポイントの受取、交換が行われたと当社が判断したとき。
 - ④ その他ポイントの利用を制限する相当な事由があると当社が判断したとき。

第10条（ポイントサービスの変更等）

- (1) 当社は、本サービスの内容の全部または一部を変更し、または提供を中止することができます。この場合、当社は、事前にホームページ、電子メール、その他の方法で公表または通知します。ただし、やむを得ない事情がある場合は、事前に公表または通知することなく、本サービスの変更等を行うことができます。
- (2) (1) の変更等により、会員に生じた損害その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わず、また何らの補償も行いません。

第11条（ポイントサービスの利用停止）

- (1) 当社は、次のいずれかに該当する場合には、本サービスの全部もしくは一部の利用を停止する措置をとることができます。
 - ① 本サービスに必要なシステムの保守・点検を行う場合、または障害が発生したとき。
 - ② その他本サービスの利用を停止する相当な事由があると当社が判断したとき。
- (2) 本サービスの利用停止により、会員に生じた損害その他いかなる不利益について、当社は一切の責任を負わず、また何らの補償も行いません。
- (3) 当社は、本サービスの利用を停止するときには、会員に対し、事前にホームページ、電子メール、その他の方法で公表または通知します。ただし、本サービスの利用停止が緊急に必要となる等やむを得ない事情がある場合は、事前に公表または通知することなく、本サービスの利用を停止することができます。

第 12 条（本規約の変更）

当社は、本規約の一部または全部を変更することができます。この場合、会員規約「規約の変更」の規定を適用します。